

佐賀県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成28年 6月24日

佐賀県人事委員会委員長 大 西 憲 治

佐賀県人事委員会規則第25号

佐賀県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

佐賀県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年佐賀県人事委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前			改正後				
別表（第1条、第2条関係）			別表（第1条、第2条関係）				
地方公共 団体名	機関		地方公共 団体名	機関			
略	略		略	略			
小城市	本庁	略	小城市	本庁	略		
		教育委員会事務局			教育部長 課長	教育委員会事務局	部長 課長
		略			略	略	
略	略		略	略			
上峰町	本庁	略	上峰町	本庁	略		
		町長部局（出納室 を含む。）			課長 総務課副課 長	町長部局（出納室 を含む。）	課長 室長 総務 課副課長
		略			略	略	
略	略		略	略			
略	略		略	略			

附 則

この規則は、公布の日から施行する。